



平成 28 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング
(JASDAQ コード : 3350)
問合せ先 取締役 CFO 王生 貴久
電 話 050-5835-0966

第三者割当による新株式及び第 7 回新株予約権の発行 並びに主要株主及び親会社の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ホテル事業の推進と拡大を目的として、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第三者割当により発行される第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当に伴い、主要株主及び親会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 本新株式発行の概要

(1) 払込期日	平成 28 年 10 月 13 日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 68,000,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 25 円
(4) 発行価額の総額	1,700,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Red Planet Holdings Pte. Ltd. に全ての本新株式を割当てます。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

(2) 本新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 28 年 10 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	Red Planet Holdings Pte. Ltd. 2,120,000 個 EVO FUND 400,000 個
(3) 発行価額	100,296,000 円（新株予約権 1 個当たり 39.8 円）

(4) 当該発行による 潜在株式数	252,000,000 株 (新株予約権 1 個当たり 100 株)
(5) 資金調達額	6,400,296,000 円 (内訳) 新株予約権発行分：100,296,000 円 新株予約権行使分：6,300,000,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 25 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Red Planet Holdings Pte. Ltd. (以下、「RPH 社」といいます。) 及び EVO FUND に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

(注) 本新株予約権の主な特徴

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は 25 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはない、また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 100 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

ただし、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 期限前取得条項

本新株予約権には、当社が、以下の条件及び手続により、本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により、当社は、本新株予約権の行使促進を図ることが可能となります。

* 期限前取得条項を発動するための条件及び手続

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150% を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下、「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき 39.8 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的と背景

① 当社グループの現状

当社グループは、インディーズ音楽分野におけるCDのディストリビューション事業及びホテル事業を主として事業を展開してまいりましたが、平成26年5月より、飲食事業を展開する事業会社の株式を取得する形で飲食事業をスタートさせ、当社の連結子会社でありました株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下、「RPF社」といいます。）を通じて、積極的な事業展開を図ってまいりました。平成27年9月には、株式会社フード・プラネット（以下、「フード社」といいます。）と資本業務提携契約を締結するとともに、同社を持分法適用関連会社化し、当社グループが保有する飲食ブランドの多店舗展開を実施していく予定でありました。

しかしながら、平成27年4月頃から、事業を急速に立ち上げ、運営していくことを重視し、慎重な投資判断及び投資後の損益管理が不十分であったことから、平成27年9月期の飲食セグメントにおいて567百万円の営業損失を計上するとともに、多額の減損損失を計上するなど、当社グループの財務基盤に大きな影響を与えました。また、フード社において、不適切な会計処理に関する疑義が生じ、第三者委員会を設置し調査を要する状況となったこと等から、当社グループ全体における飲食事業の進捗に遅れが生じることとなりました。

その結果、当社グループは、前連結会計年度において、営業損失843百万円、経常損失2,205百万円、当期純損失2,717百万円、営業キャッシュ・フローのマイナス598百万円を計上し、3期連続で営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上することとなりました。

そこで、当社は、平成28年1月29日開催の当社取締役会において、既存事業であるディストリビューション事業及びホテル事業を収益基盤の柱とするべきであるとの考えの下、平成28年3月末を目処に、飲食事業を第三者に譲渡することを決議いたしました。その後、当社は、飲食事業の譲渡先や譲渡方法等について検討を重ねてまいりましたが、譲渡対象事業をよく理解しているフード社に対し飲食事業を譲渡することが、両社の今後の事業展開と経営効率の両面から最適であると判断し、平成28年6月30日付で、当社が所有しておりました飲食事業を営む当社連結子会社の株式をフード社に譲渡いたしました。

しかしながら、飲食事業譲渡の日程が、当初の予定の平成28年3月から平成28年6月末に遅れたことや、平成28年12月期（※1）第3四半期において、ホテル事業はセグメント利益を計上しているものの、ディストリビューション事業については前連結会計年度から継続してセグメント損失を計上していることなどから、当社グループは、平成28年12月期（※1）第3四半期累計期間において、引き続き営業損失669百万円を計上しております。また、当社は、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、平成28年12月期（※1）第3四半期末における現預金は502百万円（前連結会計年度より769百万円の減少）となっており、当社運転資金も不足している状況であります。

このようなことから、早期に経営基盤を安定させるとともに収益基盤を確保し、早急

に営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字化を図るためにも、財務状況を改善させ、業務計画が遂行できる資金の確保が重要課題となっております。

※1 当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の臨時株主総会において、定款一部変更について決議し、決算期を 9 月 30 日から 12 月 31 日に変更しております。

② 資金調達状況

当社は、平成 27 年 9 月 25 日に実施した、新株式発行による現物出資及び資金調達による調達資金をもとに、前述のとおり、フード社を持分法適用関連会社化するとともに、第 6 回新株予約権の発行及び行使により約 32 億円を調達し、(i) フード事業における M&A 及び資本・業務提携に係る費用、(ii) ホテル運営の新たな IT システム関連の投資及び同システムを活用展開するための先行投資費用、(iii) マグノリアペーカーリーの海外展開に要する事業資金及び手続費用、(iv) 当社グループの運転資金に充当する予定でありました。

しかしながら、当社の状況が「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的と背景 ① 当社グループの現状」のとおりであることから、平成 27 年 9 月 25 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間で、第 6 回新株予約権の行使価額 41 円を上回ったのは 10 日間のみであり、平成 27 年 12 月以降は行使価額を下回る水準が継続しております。

かかる状況下、第 6 回新株予約権の割当先である RPH 社より、同社が保有する第 6 回新株予約権 243,903 個全てを EVO FUND に譲渡したい旨の意向を受け、当社は、少しでも資金の具現化に繋がればと考え、平成 28 年 4 月 25 日開催の当社取締役会において、EVO FUND への譲渡を承認いたしました。しかしながら、引き続き、当社株価が行使価額を下回る状況が続いたため、当該状況下においては、割当先から新株予約権の行使はされず、発行後から本日に至るまで第 6 回新株予約権の行使は 1 個も行われていない状況であります。

また、第 4 回新株予約権につきましても、これまでに 573,631 個（発行された新株式数 57,363,100 株、調達額 2,007 百万円）が行使されましたが、平成 27 年 12 月以降、当社の株価が行使価額 35 円を下回る状況が続いたため、未行使分 69,229 個（潜在株式数 6,922,900 株、調達予定額 242 百万円）については最終的には行使されず、平成 28 年 7 月 29 日に行使期間が満了いたしました。

当社は、平成 28 年 1 月 29 日付「飲食事業の譲渡に関するお知らせ」のとおり、第 6 回新株予約権の資金使途のうち、(i) フード事業における M&A 及び資本・業務提携に係る費用、(iii) マグノリアペーカーリーの海外展開に要する事業資金及び手続費用については、飲食事業からの撤退に伴い、その資金使途及び支出予定時期を保留といたしました。しかしながら、(ii) ホテル運営の新たな IT システム関連の投資及び同システムを活用展開するための先行投資費用については、資金が確保できず計画を中止している状況であり、(iv) 当社グループの運転資金については、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している当社といたしましては、自己資金を充当せざるを得ない状況であるため、平成 28 年 12 月期第 3 四半期において、769 百万円の流動資産の減少が生じております。

このような財務状況においては、新たな収益確保のための施策を実施できない状況であり、また、当社グループは、前連結会計年度まで3期連続の営業損失、経常損失並びに親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、さらに平成28年12月期第3四半期連結累計期間においても、重要な営業損失、経常損失並びに親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているため、今後の当社グループの事業運営のためにも、現状の当社株価を踏まえた資金調達が必要な状況であります。

そこで当社は、現時点で残存する第6回新株予約権780,489個を発行価額（1個あたり44円。総額34,341,516円）で取得及び消却を行う（詳細は平成28年9月27日付「第6回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご覧ください。）と同時に、新たに本新株式及び本新株予約権の発行をすることといたしました。

③ 当社の今後の事業戦略について

飲食事業譲渡の結果、当社グループは、現在、ディストリビューション事業及びホテル事業の2つの事業運営となっておりますが、そのうち、ディストリビューション事業については、近年のCD市場の縮小に伴い、継続してセグメント損失を計上しており、今後も大幅な収益力の向上は見込めない状況であります。そこで、当社グループは、収益事業であるホテル事業を当社の中核事業と位置づけ、全ての経営資源を注入し、以下の事業戦略を推進していく計画であり、この度のファイナンスは、当該事業戦略の推進に必要とする事業資金を調達するためのものであります。

<当社グループのホテル事業の現状>

当社は、平成25年4月に当社の親会社でありますRPH社の協力のもと、ホテル事業を開始いたしました。RPH社が所属するRPHグループは、現在、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピンなど、東南アジアを中心に24箇所のホテルを所有及び運営しており、累計利用者数は約200万人の顧客基盤を有するまでに急速な成長を遂げています。

当社は、RPHグループが持つノウハウを活かし、平成25年4月、平成25年10月の2回のライツ・オフリングにより約2,692百万円を調達し、また平成26年8月の第三者割当増資により約2,750百万円を調達し、ホテル事業資金として、ホテル建設用地の取得、ホテル開発、既存ホテルの取得、ホテル事業の強化に積極的に取り組んでまいりました。

平成25年8月には、第1号のホテル「レッドプラネット 那覇 沖縄」（稼働可能客室数117室）を、平成26年9月に既存稼働中の「ホテルロイヤルオーク五反田」（稼働可能客室数119室）を取得し、両ホテルとも、平成28年12月期第3四半期における平均客室稼働率約90%と好調に推移しております。また、平成26年12月には東京都目黒区の既存ホテルを一部取得し、売上高及び収益に貢献しております。さらに、平成27年8月1日に「レッドプラネット 浅草 東京」（稼働可能客室数134室）を開業し、平成28年12月期第3四半期における平均客室稼働率約84%と順調に推移した結果、平成28年12月期第3四半期連結累計期間のホテル事業の業績は、セグメント売上高928百万円（前年同四半期87.2%増）、

セグメント利益 103 百万円（前年同四半期はセグメント損失 64 百万円）となりました。

そして、現在進行中のプロジェクトとしては、愛知県名古屋市中区錦に新規ホテル「レッドプラネット 名古屋錦（仮称）」を建設中であり、また、北海道札幌市中央区のホテル用地にかかる土地売買契約を締結しております。

<ホテル事業における今後の事業戦略について>

まずは、本新株発行による調達資金をもとに、愛知県名古屋市中区錦及び北海道札幌市中央区における 2 件のホテル建設を早期に進め、当社の収益基盤を確保いたします。

ホテル事業においては、ホテルの物件の取得・開発・開業準備等の初期費用は多額となり、ホテル開業後に一定期間が経過した後に収益に貢献することとなりますが、当社といたしましては、本第三者割当により調達する資金を充当し、複数のホテルを早期に開業させることにより、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業の収益の安定化を図ることができ、当社グループの企業価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の株式価値向上に繋がるものと考えております。

また、上記の 2 件に留まらず、当社は、国内主要地において新規のホテル用地取得及び現在稼働中のホテル取得に向けた取組みを積極的に実施してまいります。具体的には、今後 5 年以内に 10 棟程度の既存ホテルの取得又は新規ホテル用地の取得を目指してまいります。

この目標に向け、当社は、現在、すでに 5 箇所の案件について投資の可否を調査しており、また随時案件候補の情報を仕入れ、検討しておりますが、2020 年の東京オリンピック開催決定とインバウンド旅行者の増大による急激なホテル需要の増加により、物件取得のハードルは上がっております。また、案件が実現可能となった段階で資金調達を行うという手順では、買手候補者としての優先順位を低く設定されてしまうほか、希望する条件での物件取得が難しくなる可能性があります。

こうした状況を改善し、有力な買手候補者として認識され、当社が希望する物件情報を検討できるようになるためにも、まず、大前提として取得資金の調達ができている又は調達の目処が立っていることは必須と考えており、そのためにも、本新株予約権により資金手当を行なってまいります。

(2) 本新株及び本新株予約権の第三者割当を選択した理由について

本第三者割当は、既存株主に対して相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、本第三者割当は、当社株式の取引状況に配慮しつつ、今後の事業戦略を推進するための資金調達を行い、当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

- ① ホテル事業に係る資金の調達について、金融機関等からの借入のみで賄うことは、当社の業績や財務状況から事実上困難であり、加えて、有利子負債の増加は当社の財務基盤から鑑みても資金調達手段としては好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。
- ② 資本性の資金調達の手法のうち、公募増資及びコミットメント型のライツ・オフリングは、当社の株価変動率や経営成績等に鑑みれば、当社普通株式又は普通株式を対象とする新株予約権を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法として採り得ません。
- ③ ノンコミットメント型のライツ・オフリングは、新株予約権の割当て時点において希薄化の影響を既存株主に対して与えることはなく、また、上場された新株予約権を市場で売却する機会が存在し、新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供することが可能であります。しかしながら、当社が過去2回のライツ・オフリングを行った時と比べて、当社の現在の株価は低い水準にあり、かかる水準を踏まえてライツ・オフリングによる新株予約権の行使比率を高めるために行使価額を株価よりも更に低い価格に設定する場合には、ノンコミットメント型のライツ・オフリングによって必要な資金の全額を調達することは容易ではなく、またこのような行使価額の設定は株価をさらに下落させる要因となることから、現時点で資金調達手法として採ることは困難であります。

また平成 26 年 9 月 3 日付にて株式会社東京証券取引所が公表した「新株予約権証券の上場制度の見直しについて」に従えば、当社はここで求められている新株予約権証券の上場基準を満たせないため、ノンコミットメント型のライツ・オフリングによって必要な資金の調達を企図することは現実的ではありません。

- ④ 直近の資金需要としては、当社運営ホテルのリブランドに係る費用、及び愛知県名古屋市中区錦、北海道札幌市中央区におけるホテル開発費用、当社の運転資金等であり総額 1,700 百万円が必要であるところ、これについては早期に拠出が求められるため、RPH 社を割当予定先とする新株式の発行によって調達するものであります。

このような資金需要が見込まれる中において、本第三者割当は、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせたものであり、本新株式の発行により一定の額を速やかにかつ確実に調達することにより、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるよう配慮したものであります。加えて、RPH 社は当社の資金需要に応じて、当社普通株式の取引価格に関わらず、本新株予約権を行使することを書面にて確約しており、当社は機動的に資金を調達できることとなります。また、当社及び当社既存株主にとっても、本新株予約権の発行は一度に大量の新株式を発行するわけではないため、希薄化が段階的に進行いたします。さらに、本第三者割当の割当予定先である RPH 社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解しており、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する意向を有しております。また、本新株予約権の割当予定先である EVO FUND も、当社の事業を理解した

上で、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。

以上から、当社といたしましては、本第三者割当が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権が行使されないことにより本新株予約権による資金調達が当初計画通りできない場合には、その時点における案件の進捗状況に応じて、プロジェクト・ファイナンスの手法による資金調達等、新たな資金確保の手段を検討し、それが困難であれば、ホテルの取得時期の調整や計画の見直し等を検討する予定であります。上記のとおり RPH 社は当社普通株式の取引価格に関わらず、本新株予約権を行使する旨を書面にて確約していることから、このような事態が発生する可能性は相当程度低いものと想定しています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	8,100,296,000 円 (内訳) 本新株式の発行による調達額 1,700,000,000 円 本新株予約権の発行による調達額 100,296,000 円 本新株予約権の行使による調達額 6,300,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	44,000,000 円 (注) 1 及び (注) 2
③ 差引手取概算額	8,056,296,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、登記費用約 28,500 千円、弁護士費用及び反社確認費用並びに新株予約権価値算定費用合計 4,350 千円、証券代行事務手数料 9,500 千円、有価証券届出書作成事務費用等 1,650 千円からなり、合計約 44,000 千円を予定しております。

3. 本新株予約権の行使による調達額は本新株予約権が行使されない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による差引手取概算金額約 8,056 百万円については、当社の中核事業であるホテル事業の拡大、推進のために使用する予定であり、具体的な資金使途は以下のとおりとなります。

① 本新株式

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
i 当社運営ホテル（ホテルロイヤルオーク五反田）のリブランドに係る費用	150	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 7 月
ii 愛知県名古屋市中区錦におけるホテル開発に関する費用	800	平成 29 年 3 月～ 平成 29 年 11 月
iii RPH 社に対する借入金の返済	300	平成 28 年 10 月
iv 北海道札幌市中央区におけるホテル開発に関する費用	150	平成 29 年 3 月～ 平成 29 年 7 月
v 当社グループ運転資金	300	平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 12 月
合 計	1,700	

※ 1. 調達した資金を予定時期に支出する予定ではありますが、支出の実行までは、当社名義の新規銀行口座において安全に管理いたします。

※ 2. 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

i. 当社運営ホテル（ホテルロイヤルオーク五反田）のリブランドに係る費用

ホテルロイヤルオーク五反田は、平成 26 年 9 月、当社が既存ホテルを取得し事業運営を開始したのですが、施設面の経年劣化が認められます。同施設は平成 28 年 12 月期第 3 四半期累計期間における客室稼働率約 90%超と好調に推移しておりますが、施設競争力を高め、宿泊客により快適なサービスを提供するため、リブランドが必要と判断いたしました。具体的なリブランド内容といたしましては、客室内装工事及び客室内設備の変更による居住性の向上、水回り施設のグレードアップ、Wi-Fi 設備等テクノロジー関連のインフラの拡充、レセプション及びロビーの改装を行う予定であります。リブランドに係る費用の総額は 760 百万円を見込んでおり、支払が発生した順に、150 百万円を本新株式による調達資金から、残り 610 百万円を本新株予約権による調達資金から充当いたします。なお、本リブランドに伴い、ホテルの名称を「ホテルロイヤルオーク五反田」から「レッドプラネット五反田 東京（仮称）」に変更する予定です。

ii. 愛知県名古屋市中区錦におけるホテル開発に関する費用

平成 28 年 8 月 3 日建設着工いたしましたレッドプラネット名古屋錦（仮称）については、平成 28 年 7 月 4 日付「レッドプラネット名古屋錦（仮称）建設着工に向けた固定資産の譲渡に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社が所有しておりましたホテル用地を SPC に対して信託譲渡し、現在、同 SPC を通じてホテル建設を進めており、完成時期は平成 29 年 10 月（予定）、営業開始時期は平成 29 年 11 月（予定）となっております。SPC に対する出資比率は、当社：外部の投資家が 1：2 となっておりますが、当

社は、SPC からの利益を最大化するため、外部の投資家の出資分の買戻しを行う予定であります。当該買戻しの結果、当社の SPC への出資比率は 100%となる見込みですが、買戻し金額は交渉中であるため、合意次第、当該金額を適時開示いたします。また、建設中のホテルにおける、家具、什器、備品、装飾品並びに厨房機器等の費用に一部充当する予定であります。

iii. RPH 社に対する借入金の返済

平成 28 年 5 月 20 日付「固定資産の取得に関するお知らせ」、平成 28 年 7 月 26 日付「(開示事項の経過) 固定資産の取得に関するお知らせ」、平成 28 年 8 月 31 日付「(開示事項の経過) 固定資産の取得に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、平成 28 年 9 月 30 日に北海道札幌市中央区のホテル用地取得費用の残金を支払う予定ですが、当該支払に充当するため、平成 28 年 9 月 27 日付で RPH 社より一時的に 3 億円の借入を実施いたします。

当初、このホテル用地取得費用は、本新株式発行による調達資金から充当する予定でしたが、本新株式の払込日が平成 28 年 10 月以降となるため、RPH 社より一時的に借入れることとなりました。従いまして、本新株式発行による調達後、RPH 社に対して速やかに借入金の返済を行います。

iv. 北海道札幌市中央区におけるホテル開発に関する費用

北海道札幌市中央区におけるホテル建設総工費は約 18 億円、着工予定時期は平成 28 年 12 月、完成予定時期は平成 30 年 3 月、営業開始予定時期は平成 30 年 5 月と見込んでおりますが、レッドプラネット名古屋錦と同様、SPC を組成し、同 SPC が金融機関から資金調達をしてホテル建設を進める計画であり、本新株式発行による調達資金を SPC への出資金等に充当いたします。なお、SPC への出資については、当社以外に外部の投資家を募る可能性があります。詳細につきましては、確定次第、開示いたします。

v. 当社グループ運転資金

当社グループは、「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的と背景 ① 当社グループの現状」に記載のとおり、飲食事業譲渡の遅れ等が影響し、営業キャッシュ・フローの黒字化が遅れることとなりましたが、平成 29 年 11 月には名古屋市中区錦に建設中のホテルが開業する予定であり、平成 29 年度中には営業キャッシュ・フローは黒字化する見込みです。

しかしながら、ホテル事業における収益の一部については、SPC にいったん留保され、ノンリコースローンの返済やその他必要経費に充当された後、四半期ごとに当社に配当されることとなり、キャッシュ・フローの認識にタイムラグが生じるため、直近の運転資金残高は 130 百万円となっております。また、当社グループ全体の資金繰りにおいては、最低限 100 百万円の月末の資金残が、翌月初のグループ全体の仕入代金を支払うために

必要であり、2017年12月までに営業キャッシュ・フローの赤字が400百万円生じる見込みの中、新株予約権の行使が予定通り進まないことも考慮し、当社グループ全体の財務の健全性を維持するためにも、運転資金300百万円の確保が必要と判断いたしました。そのため、平成28年10月から営業キャッシュ・フローの黒字化を見込んでいる平成29年12月までの仕入、人件費、地代などをはじめとする当社グループ運転資金につきましては、本調達により賄うものであります。

②本新株予約権

調達する資金の具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
i 当社運営ホテル（ホテルロイヤルオーク五反田）のリブランドに係る費用	610	平成29年1月～ 平成29年7月
ii 新規ホテル開発費用	5,746	平成29年1月～ 平成31年10月
合計	6,356	

※1. 調達した資金を予定時期に支出する予定であります。支出の実行までは、当社名義の新規銀行口座において安全に管理いたします。

※2. 資金用途の具体的な内容は、以下のとおりとなります。

i. 当社運営ホテル（ホテルロイヤルオーク五反田）のリブランドに係る費用

「(2) 調達する資金の具体的な用途①本新株式」に記載のとおり、ホテルロイヤルオーク五反田に係るリブランド費用総額760百万円のうち、支払が発生した順に、150百万円を本新株式による調達資金から、残り610百万円を本新株予約権による調達資金から充当いたします。

ii. 新規ホテル開発費用

当社は、本新株式からの資金調達により、愛知県名古屋錦、北海道札幌市の2箇所に新規ホテルを建設する計画ですが、これらに留まらず、国内主要地において新規のホテル用地取得及び現在稼働中のホテル取得に向けた取組みを積極的に実施してまいります。具体的には、今後5年以内に10棟程度の既存ホテルの取得又は新規ホテル用地の取得を目指してまいります。

当社は、現在、すでに東京都内3か所、大阪府1か所、福岡県1か所の計5か所の案件について投資の可否を調査しており、また随時案件候補の情報を仕入れ、検討しておりますが、2020年の東京オリンピック開催決定とインバウンド旅行者の増大による急激なホテル需要の増加により、物件取得のハードルは上がっております。また、案件が実現可能となった段階で資金調達を行うという手順では、買手候補者としての優先順位を低く設定されるほか、希望する条件での物件取得が難しくなる可能性があります。

こうした状況を改善し、有力な買手候補者として認識され、当社が希望する物件情報を手に入れるようにするためにも、まず、大前提として買収資金の調達ができている又は調達の目処が立っていることは必須と考えており、そのためにも、本第三者割当による資金の手当が不可欠となってまいります。

なお、実際には、当社において新規でホテルを開発するには、1棟あたり約20億円程度の資金が必要となり、本新株予約権の調達資金ではすべての案件を遂行するには足りませんが、今回の調達金額は割当先との交渉により実現できた最大限のものとなっております。このため、不足する部分については、SPCの活用などによる個別対応により開発を進めていく方向です。

なお、本新株予約権が行使されないことにより資金調達が当初計画通りできない場合には、その時点における案件の進捗状況に応じて、プロジェクト・ファイナンスの手法による資金調達等、新たな資金確保の手段を検討しますが、それでも困難であれば、ホテルの取得時期の調整や計画の見直し等を検討していくことになります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金に充当することで、当社グループのホテル事業の強化を図り、安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。その結果、中長期的な視点からも、当社の株主価値の持続的な向上につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(25円)と同額としました。

なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均25.47円に対するディスカウント率は1.85%、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均26.02円に対するディスカウント率は3.92%、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均28.01円に対するディスカウント率は10.75%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株式の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成28年12月期第3四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日の終値としており、また、日本証

券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）にも準拠していることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

② 本新株予約権

当社は、他社上場企業の新株予約権の評価実績のある複数の第三者評価機関と面談の上、費用や評価実績を考慮の上、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役：能勢 元）に依頼しました。なお、当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 25 円（平成 28 年 9 月 26 日の終値）、権利行使価額 25 円、ボラティリティ 66.63%（平成 25 年 8 月から平成 28 年 8 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート-0.209%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 39.8 円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、各割当予定先との協議の結果、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値である 25 円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 31 年 10 月 12 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに

基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して本新株予約権の行使価額（ただし、一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の 150%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額 25 円に 150%を乗じた 37 円（小数点以下切捨て）（ただし、一定の事由が生じたことにより行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に基づいて計算されます。）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1 株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 117,537 株（最近 1 年間の日次売買高の中央値である 1,175,370 株の 10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価値への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の 10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

v. 本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響

を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、算定結果である評価額 39.8 円を参考に、第 7 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額を金 39.8 円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ適切な価額であると判断しております。

なお、利害関係を有する者を除き、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は 68,000,000 株（議決権の数は 680,000 個）であり、また、同時に発行する本新株予約権の全部が行使された場合に新たに発行される株式数は、252,000,000 株（議決権の数は 2,520,000 個）です。これらを合算すると、発行される株式数は 320,000,000 株（議決権の数 3,200,000 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数 199,570,337 株（議決権の数 1,995,189 個）に対して 160.39%（議決権の総数に対する割合）に相当するため、相応の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当により、ホテル事業を中心とした事業の収益の柱を構築するための成長戦略を推進するとともに、当社グループの事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えており、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先である RPH 社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解している親会社であり、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する旨の表明を受けております。一方で、EVO FUND は、長期保有の方針ではなく、株式市場の動向に配慮しながら市場にて売却していく方針であるとのことであります。

当社株式の直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 1,058,820 株、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 583,397 株、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 232,768 株と、一定の流動性を有しており、長期保有の方針である RPH 社を除く、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数 40,000,000 株を本新株予約権の行使期間である 3 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 54,422 株となりますが、この数量は、上記直近 6 か月間の 1 日当たりの平均

出来高の 5.14%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 9.33%、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 23.38%程度であることから、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① RPH 社

(平成 28 年 9 月 27 日現在)

①	名称	Red Planet Holdings Pte. Ltd.	
②	所在地	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 Timothy Hansing (ティモシー・ハンシング)	
④	事業内容	宿泊業及び投資事業等	
⑤	資本金	183,131,864 (US\$)	
⑥	設立年月日	2010 年	
⑦	発行済株式総数	5,000 株	
⑧	決算期	9 月	
⑨	従業員数	20 名	
⑩	主要取引先	一般顧客等	
⑪	主要取引銀行	HSBC 香港 BK	
⑫	大株主及び持株比率	Red Planet Hotels Limited 100%	
⑬	上場会社と 当該会社の関係	資本関係	当社の株式 71,572,000 株 (総議決権に対する議決権割合 35.86%) を保有しており、当社の親会社に該当しております。
		人的関係	当社代表取締役社長 CEO であるティモシー・ハンシングが、当該会社の代表取締役を兼任しております。また、当該会社の完全親会社である Red Planet Hotels Limited の役員等である Simon Gerovich (サイモン・ゲロヴィッチ)、Timothy Hansing (ティモシー・ハンシング)、Mark Reinecke (マーク・ライネック) が、当社取締役に就任しております。
		取引関係	当社はリミテッドサービスホテルの運営事業及び E コマース事業等で当該株主と業務提携を行っております。

	関連当事者への該当状況	親会社及び主要株主であり、関連当事者に該当いたします。	
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2013年 (US\$)	2014年 (US\$)	2015年 (US\$)
連結総資産	114,882,466	157,177,093	264,898,176
連結純資産	90,567,613	102,041,243	137,052,642
1株当たり連結純資産	79.60	71.74	93.01
連結売上高	2,293,090	11,199,164	29,426,370
連結営業利益	△5,855,063	△10,046,951	△18,581,516
連結当期純利益	△4,785,459	△8,815,638	△17,010,609
1株当たり連結当期純利益	△3.91	△6.91	△5.40
1株当たり配当金	—	—	

割当予定先であります RPH 社及びその役員が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が RPH 社の経営に関与している事実、RPH 社及びその役員が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与している事実、RPH 社及びその役員が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無については、第三者機関であります株式会社 JP リサーチ&コンサルティングへ調査を依頼し、「反社会的勢力の影響を受けている事実がない」旨の調査結果を得ており、また、RPH 社から平成 28 年 9 月 23 日付でそのような事実は一切ない旨の回答を得ております。

また、RPH 社の完全親会社である Red Planet Hotels Limited（以下、「Red Planet Hotels」といいます。）の取締役会長である Simon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）に対し、Red Planet Hotels 及びその役員並びに主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が Red Planet Hotels の経営に関与している事実、Red Planet Hotels、同社の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実 Red Planet Hotels、同社の役員又は主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無について確認したところ、そのような事実は一切ないことの確約を受けております。さらに、過去の新聞記事、WEB 等のメディア掲載情報の検索により、RPH 社、同社の役員及びその株主である Red Planet Hotels は反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

② EVO FUND

(平成 28 年 9 月 27 日現在)

① 名称	EVO FUND
② 所在地	Intertrust Corporate Services (Cayman) Ltd. 190 Elgin Ave.

	George Town, Grand Cayman, KY1-9005 Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2006年(平成18年)12月	
⑥ 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約93.5百万米ドル	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧ 業務執行組合員の概要	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
⑨ 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

割当予定先でありますEVO FUND、同社の役員、EVO FUNDの出資者であるEVO Feeder Fund並びに同社の出資者が反社会的勢力である事実、反社会的勢力がEVO FUNDの経営に関与している事実、EVO FUND、同社の役員、EVO Feeder Fund並びに同社の出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、EVO FUND、同社の役員、EVO Feeder Fund並びに同社の出資者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無については、第三者機関であります株式会社JPリサーチ&コンサルティングへ調査を依頼し、「反社会的勢力の影響を受けている事実がない」旨の調査結果を得ており、また、EVO FUNDから平成28年9月23日付でそのような事実は一切ない旨の回答を得ております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、EVO FUND、同社の役員、EVO Feeder Fund並びに同社の出資者は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。当社は、以上の方法により、EVO FUND、同社の役員、EVO Feeder Fund並びに同社の出資者が反社会的勢力とは一切関係無い事を確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① RPH 社

RPH 社は、既に当社の発行済み株式総数の 35.86%を保有する親会社であり、当社に対して、当社グループが積極的に取り組んでおりますホテル事業等の運営に係るノ

ノウハウを提供しております。当社グループのホテル事業については、現在、3棟のホテルを運営しており、平成28年12月期第3四半期累計期間における各ホテルの客室稼働率が、レッドプラネット 那覇 沖縄（稼働可能客室数117室）90.6%、ホテルロイヤルオーク五反田（稼働可能客室数119室）90.4%、レッドプラネット 浅草 東京（稼働可能客室数134室）84.4%と好調に推移しているほか、現在、愛知県名古屋市中区錦において新たなホテルを建設中であり、北海道札幌市中央区においてもホテル用地にかかる土地売買契約を締結しており、更に国内主要地にホテル用地取得に向けた取組みを強化しております。

RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行により、更なる安定的な収益基盤の確立及び当社グループの企業価値向上につながると判断したため、現在、親会社であるRPH社を割当予定先として選定いたしました。

② EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd.(Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。割当予定先であるEVO FUNDはアジア株を中心に運用を行うファンドであり、その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。

割当予定先であるEVO FUNDは、当社が発行しました第6回新株予約権について、平成28年4月25日付でRPH社より譲渡を受け、243,903個を保有しております。第6回新株予約権については、株価が行使価額を下回る状況下では行使することは困難であるものの、当社の現状の株価を基準に当社が新たに本新株予約権を発行する場合には引き受ける用意があるとの意向を受け、今回の新株予約権の引受について打診したところ、同意をいただけたものです。

(3) 割当予定先の保有方針

①RPH社

RPH社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解している親会社であり、本新株式及び本新株予約権行使後の当社株式についても長期保有し、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する旨、書

面により表明を受けております。

なお、当社は、RPH 社から、本新株式の払込期日より 2 年以内に本新株式に係る割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

② EVO FUND

EVO FUND が取得する本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨、書面により表明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① RPH 社

当社は、割当予定先である RPH 社より、RPH 社名義の金融機関の口座情報の写しを受領しており、平成 28 年 9 月 8 日時点の残高から、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込に係る十分な資金を有していると判断しております。

また、本新株予約権の行使に係る資金については、RPH 社より本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保について支障がない旨、書面により表明を受けており、さらに、RPH 社名義の金融機関の口座情報の写しに加え、同社の親会社である Red Planet Hotels（同社は、投資家から資本性の資金調達を行い、その調達資金を、主にホテル事業に投資をする会社であります。その調達資金は、当社を含めた同社子会社に対して出され、子会社は、ホテル事業に対して投資を行っています。今回の RPH 社の投資資金も、Red Planet Hotels が従前に投資家から調達した資金を、RPH 社に貸し付けるものです。）名義の金融機関の口座情報の写しを受領し、RPH 社及び Red Planet Hotels の平成 28 年 9 月 8 日時点の残高合計から、本新株予約権の行使価額の払込に係る十分な資金を有していると判断しております。

これらから、当社としては、RPH 社は、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断いたしました。

② EVO FUND

割当予定先である EVO FUND より、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むこと及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確約書を受領しております。また、EVO FUND から平成 28 年 9 月 19 日時点の金融機関の Web 上の資産残高確認画面の写しを受領しており、

当社としては、当該資産残高から、EVO FUND が本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約

EVO FUND が平成 28 年 9 月 21 日付で提出した大量保有報告書によると、依然として BNP パリバから当社株式 100,000 株の借株があるようですが、当社はその目的等について把握しておりません。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (平成 28 年 9 月 27 日現在)	本第三者割当後 (本新株予約権行使前)	本第三者割当後 (本新株予約権行使後)
Red Planet Holdings Pte. Ltd. 35.86%	Red Planet Holdings Pte. Ltd. 52.16%	Red Planet Holdings Pte. Ltd. 67.67%
Oak キャピタル株式会社 10.03%	Oak キャピタル株式会社 7.48%	EVO FUND 7.70%
加賀美 郷 5.51%	加賀美 郷 4.11%	Oak キャピタル株式会社 3.85%
日置 俊光 1.89%	日置 俊光 1.41%	加賀美 郷 2.12%
株式会社 SBI 証券 0.88%	株式会社 SBI 証券 0.66%	日置 俊光 0.73%
下山 剛矢 0.88%	下山 剛矢 0.66%	株式会社 SBI 証券 0.34%
日本証券金融株式会社 0.75%	日本証券金融株式会社 0.56%	下山 剛矢 0.34%
カブドットコム証券株式会社 0.46%	カブドットコム証券株式会社 0.34%	日本証券金融株式会社 0.29%
中村 精作 0.45%	中村 精作 0.34%	カブドットコム証券株式会社 0.18%
SIX SIS LTD. 0.35%	SIX SIS LTD. 0.26%	中村 精作 0.17%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入して算出しております。
2. 大株主及び持株比率は、平成 28 年 6 月 30 日時点の株主名簿を基準とし、平成 28 年 9 月 21 日に EVO FUND が、平成 28 年 9 月 23 日に RPH 社が提出した変更報告書の内容を反映しております。
3. 本第三者割当後（本新株予約権行使前）においては、発行決議日現在の発行済株式総数に本新株式の発行による株式数を加え、本第三者割当後（本新株

予約権行使後)においては更に本新株予約権が全て行使されたものと仮定して記載しております。

8. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権による平成 28 年 12 月期連結業績に与える影響は現在精査中ではありますが、今回の資金調達により、事業を拡大することが当社グループの経営の安定及び企業価値の向上につながるものと考えております。

なお、飲食事業の譲渡に伴い、当社グループの既存事業について現在精査を行なっておりますが不確定な要素も多いため、平成 28 年 12 月期の業績予想については、開示は差し控えさせていただきます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による資金調達は希薄化率が 160.39% (議決権の総数に対する割合) となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

そこで、当社は、本日の取締役会に先立ち、当社の社外取締役(榎田邦彦氏)及び社外監査役(公認会計士 高桑昌也氏、弁護士 大橋俊明氏、弁護士 水谷嘉伸氏)、計 4 名で構成された第三者委員会に、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項(本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等)について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、第三者委員会から、「本第三者割当による調達資金は、ホテル事業への投資などの貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金用途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、その資金調達の必要性が認められる。また、本第三者割当は、①本新株式及び本新株予約権の発行価額について特に有利な発行価額及び払込金額には該当するものではなく、各種の発行条件(発行価額、発行規模等)を検討した結果、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額(25 円)は、貴社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、1 ヶ月終値平均、3 ヶ月終値平均及び 6 ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されており、その内容も相当と判断され、②本件第三者割当増資により調達された資金は、ホテルの開発等貴社の成長のために使われることが合理的に予想され、中長期的には既存株主の株式価値向上も期待でき、かつ、希薄化を伴う本件第三者割当増資を行わない場合には資金繰りに行き詰まることも予想され、かえって既存株主には不利益となる可能性も高いこと、また、既存株主の利益にも配慮された措置が

講じられていることに鑑みれば、本件第三者割当増資は既存株主の利益を不当に損なうものではなく③本第三者割当により相応の希薄化を伴うものの、現状の会社の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュ・フローの状況並びに投資物件の決済期限がさしせまっていること等に基づけば資金調達の緊急性が十分に認められることから、株主総会決議等を経ずに本第三者割当を実施すると取締役会が判断することには一定の合理性は認められ、④会社の現状から他の資金調達方法を取ることが実質的に難しいことから取締役会が本第三者割当を現時点の貴社における資金調達方法として合理的と考え、RPH 社及び EVO FUND を割当予定先として選定すると判断することについて著しく不合理な点は認められないことから、本第三者割当により資金調達を行う相当性が認められる。」と判断する旨の意見を得ております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

RPH 社は当社の親会社であり支配株主に該当するため、RPH 社に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成 28 年 6 月 29 日に開示したコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。

当該指針に関する RPH 社に対する本新株式及び本新株予約権の発行における適合状況については、当社取締役会は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 441 条の 2 に基づき、RPH 社に対する本新株式及び本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、RPH 社との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（榎田邦彦氏）及び社外監査役（公認会計士 高桑昌也氏、弁護士 大橋俊明氏、弁護士 水谷嘉伸氏）、計 4 名で構成された第三者委員会から、RPH 社に対する本新株式及び本新株予約権の発行に関する決議を行った平成 28 年 9 月 27 日開催の取締役会に先立ち、平成 28 年 9 月 27 日付で、「RPH 社に割り当てられた本新株式及び本新株予約権より調達された資金は、貴社のホテル事業において、新規ホテル開発等、貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものである。また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（25 円）は、1 ヶ月終値平均、3 ヶ月終値平均及び 6 ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、当社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、また、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額と同額である。以上から、本新株式及び本新株予約権割当予定先にとって「特に有利な払込金額」には該当するものではないと合理的に判断され、本新株式及び本新株予約権の発行条件及び手続に著しく不合理な点はなく本新株式及び本新株予約権を貴社の支配株主である RPH 社に割り当てることは、貴社の少数株主にとって不利益なものではない。」との意見を得ております。なお、本第三者割当に係る取締役会においても、意見の内容が、当社が平成 28 年 6 月 29 日に開示したコーポレートガバナンス報告書に

適合している旨を確認しております。

なお、本第三者割当に係る取締役会に関し、当社代表取締役社長 ティモシー・ハンシングは RPH 社の代表取締役を、当社代表取締役会長 サイモン・グロヴィッチ及び当社取締役マーク・ライネックは RPH 社の親会社である Red Planet Hotels の取締役であることから、公正性を確保するため、本第三者割当に係る議案の審議に際しては発言を控え、決議は棄権しております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
連結売上高（千円）	2,259,125	1,824,380	1,824,380
連結営業利益（千円）	△282,127	△382,828	△382,828
連結経常利益（千円）	△323,145	△444,864	△444,864
連結当期純利益（千円）	△203,682	△430,813	△430,813
1株当たり連結当期純利益（円）	△5.94	△4.29	△4.29
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産額（円）	14.06	25.74	25.74

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年8月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比
発行済株式数	199,570,937株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	102,698,900株	51.46%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の株価の状況

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始値（円）	4,993	83	52
高値（円）	44,925 (注) 1 669	103	78
安値（円）	76	24	32
終値（円）	84	58	40

(注) 1. 平成 25 年 3 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 100 株の割合で行った株式分割による権利落ち後の最高株価を示しております。

②最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始値 (円)	26	30	29	32	27	26
高値 (円)	32	35	32	32	27	28
安値 (円)	26	28	29	25	25	26
終値 (円)	31	31	30	27	26	26

③発行決議日前営業日における株価

	平成28年 9 月 26 日
始値 (円)	25
高値 (円)	26
安値 (円)	25
終値 (円)	25

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 無償割当の方法による新株予約権発行 (ノンコミットメント型ライツ・オファリング)

割当日	平成25年10月22日
新株予約権の総数	55,008,251個 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の行使期間	平成25年11月28日から平成25年12月20日まで
発行価格	新株予約権 1 個につき 0 円
当該発行による潜在株式数	55,008,251株
募集時における発行済株式数	55,058,351株
当該募集による発行済株式数	50,273,886株
調達資金の額	2,010,955,440円
募集後における発行済株式数	105,332,237株
発行時における当初の資金用途	①東京都台東区浅草に開業予定のホテルに係る物件の取得費用の一部、これに係る一般管理費 ②①以外の政令指定都市等のホテルに係る物件の取得費用の一部、これに係る一般管理費 ③当社連結子会社の株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンへの出資又は資金供与 (同社による人件費や一般管理費等への充当) ④当社運転資金 ⑤当社連結子会社であるチェーン那覇匿名組合への追加

	出資
発行時における支出予定時期	<p>①平成25年12月～平成27年9月</p> <p>②平成25年12月～平成26年6月</p> <p>③平成25年12月～平成26年9月</p> <p>④平成25年12月～平成26年9月</p> <p>⑤平成26年1月中</p>
現時点における充当状況	<p>①平成26年5月 449,778,110円 東京都台東区浅草のホテルの手付金及び中間金</p> <p>②平成27年9月 5,000,000円 株式会社アジェット（現：株式会社フード・プラネット。以下「フード社」といいます。）の株式取得費用（注）2</p> <p>③平成27年9月～平成27年10月 25,000,000円 フード社との資本業務提携に関わるデューディリジェンス費用、弁護士費用、その他調査費用等（注）2</p> <p>④平成27年9月～平成27年11月 360,000,000円 Kyochonブランドの導入の業態開発費用及び1号店出店費用等（注）2、3</p> <p>⑤平成26年5月 299,625,490円 株式会社キューズダイニングの株式取得（注）1</p> <p>⑥平成26年4月 393,955,440円 名古屋市中区の土地の手付金及び最終残金</p> <p>⑦平成25年12月 200,000,000円 当社連結子会社の株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンへの一般管理費等</p> <p>⑧平成26年2月 64,330,000円 ホテルに係る建物及び敷地の取得に際してのデューディリジェンス等の費用等</p> <p>⑨平成26年1月 167,000,000円 チェーン那覇匿名組合への追加出資</p> <p>⑩平成27年9月～平成28年9月 10,000,000円 当社グループ運転資金（注）2、3</p>

(注) 1. 株式会社キューズダイニングの株式の取得につきましては、平成26年5月30日付で資金使途の一部を変更し、充当しております。

2. フード社の株式取得費用、フード社との資本業務提携に関わるデューディリジェンス費用、弁護士費用、その他調査費用等、Kyochonブランドの導入の業態開発

費用及び1号店出店費用等につきましては、平成27年9月1日付で資金用途の一部を変更し、充当しております。

3. Kyochon ブランドの導入の業態開発費用及び1号店出店費用等並びに運転資金につきましては、平成27年9月1日、平成28年1月29日、平成28年9月27日で資金用途の一部を変更し、充当しております。

② 第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成26年7月30日
調達資金の額	500,010,000円（差引手取概算額：496,860,000円）
発行価格	1株につき35円
募集時における発行済株式数	105,332,237株
当該募集による発行株式数	14,286,000株
募集後における発行済株式総数	119,618,237株
割当先	Red Planet Holdings Pte. Ltd.
発行時における当初の資金用途	愛知県名古屋市中区のホテル用地取得費用
発行時における支出予定時期	平成26年7月末
現時点における充当状況	平成26年7月 496,860,000円 愛知県名古屋市中区のホテル用地取得費用

③ 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成26年7月30日
新株予約権の総数	642,860個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使期間	平成26年7月30日から平成28年7月29日まで
発行価格	新株予約権1個につき41円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,276,367,260円（差引手取概算額：2,263,517,260円）
割当先	Red Planet Holdings Pte. Ltd. Oakキャピタル株式会社
募集時における発行済株式数	105,332,237株
当該募集による潜在株式数	64,286,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：52,247,100株 （残新株予約権数 120,389個、行使価額 421,361,500円）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	2,034,065,760円（差引手取概算額：2,021,215,760円）
発行時における当初の資金用途	①東京都台東区浅草のホテル物件の取得に関する費用、及びこれに係る一般管理費等 ②東京都品川区五反田のホテルの取得に関する費用、及

	びこれに係る一般管理費等 ③愛知県名古屋市中区のホテル開発に関する費用、及びこれに係る一般管理費等 ④東京都区内（上記2つの物件を除く）、大阪のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等
発行時における支出予定時期	①平成27年7月～平成27年8月 ②平成26年8月～平成26年10月 ③平成26年7月～平成28年7月 ④平成26年7月～平成27年9月
現時点における充当状況	①平成26年9月 341,000,000円 東京都品川区五反田の取得費用 ②平成26年9月 140,000,000円 新設子会社（スイートスター・アジア）の設立に伴う出資金（注）1 ③平成26年10月～ 707,000,000円 東京都目黒区の既存ホテルの一部取得費用（注）2 ④平成26年12月～ 152,935,250円 当社グループ運転資金（注）3 ⑤平成26年12月 112,359,600円 連結子会社である株式会社キューズダイニングの株式の追加取得費（注）4

- (注) 1. 新設子会社（スイートスター・アジア）の設立に伴う出資金につきましては、平成26年9月17日付で資金使途の一部を変更し、充当しております。
2. 東京都目黒区の既存ホテルの一部取得費用につきましては、平成26年10月27日付で資金使途の一部を変更し、充当しております。
3. 当社グループ運転資金につきましては、平成26年12月24日付で資金使途の一部を変更し、充当しております。
4. 連結子会社である株式会社キューズダイニングの株式の追加取得費につきましては、平成26年12月24日付で資金使途の一部を変更し、充当しております。

④ 第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成27年9月25日
調達資金の額	750,931,400円 上記金額のうち450,930,300円については金銭以外の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、株式会社東京証券取引所（以下、「東

	京証券取引所」といいます。) 第二部に上場している株式会社アジェット (現: 株式会社フード・プラネット) の普通株式 11,562,300 株であります。これを両社の平成 27 年 8 月 31 日時点での終値によって算出した比率にて交換するものです。 (差引手取概算額: 295,001,100円)
発行価格	1 株につき 41円
募集時における発行済株式数	181,254,937株
当該募集による発行株式数	18,315,400株
募集後における発行済株式総数	199,570,337株
割当先	加賀美 郷 Oakキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	株式会社アジェット (現: 株式会社フード・プラネット) の株式取得
発行時における支出予定時期	平成27年 9 月末
現時点における充当状況	平成27年 9 月 295,001,100円 株式会社アジェット (現: 株式会社フード・プラネット) の株式取得

⑤ 第三者割当による第 6 回新株予約権の発行

割当日	平成27年 9 月 24日
新株予約権の総数	780,489個 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の行使期間	平成27年 9 月 24日から平成29年 9 月 25日まで
発行価格	新株予約権 1 個につき 44円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	3,234,346,416 円 (差引手取概算額: 3,204,346,416 円)
割当先	①Red Planet Holdings Pte. Ltd. 243,903 個 (注) 1 ②Oak キャピタル株式会社 414,635 個 ③Foodlabs Limited 121,951個
募集時における発行済株式数	181,254,937株
当該募集による潜在株式数	78,048,900株
現時点における行使状況	行使済株式数: 0株 (残新株予約権数 780,489個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	34,341,516円 (差引手取概算額: 31,341,516円)
発行時における当初の資金使途	①フード事業におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用 (アドバイザーに対するフィー、弁護士・公認会計士の費用等の手続費用を含む) (注) 2

	②ホテル運営の新たなITシステム関連の投資及び同システムを活用展開するための先行投資費用 ③マグノリアペーカリーの海外展開に要する事業資金及び手続費用（注）2 ④当社グループの運転資金
発行時における支出予定時期	①平成27年11月～平成29年6月 ②平成27年9月～平成28年9月 ③平成27年9月～平成29年6月 ④平成27年12月～平成28年9月
現時点における充当状況	平成28年9月27日時点で行使なし。

- (注) 1. 平成28年5月2日付「新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、RPH社が保有する第6回新株予約権243,903個については、平成28年4月25日付でEVO FUNDに対し譲渡しております。
2. 平成28年1月29日付「飲食事業の譲渡に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、発行時における資金使途①及び③につきましては、飲食事業からの撤退に伴い、その資金使途及び支出予定時期を保留としております。
3. 本日付「第6回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、残存する第6回新株予約権780,489個については、平成28年10月13日付で当社が取得及び消却する予定です。

12. 主要株主の異動

(1) 異動が生じる経緯

本新株式の発行により、主要株主であるOakキャピタル株式会社が主要株主でなくなるが見込まれるものであります。

(2) 異動する株主の概要

① 名 称	Oakキャピタル株式会社
② 所 在 地	東京都港区赤坂8丁目10番24号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
④ 事 業 内 容	投資銀行事業
⑤ 資 本 金	4,282百万円（平成28年6月30日現在）

(3) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
--	------------------	---------------------	-------

異動前（注） 1	200,233 個 (20,023,300 株)	10.03%	2 位
異動後（平成 28 年 10 月 13 日時点）	200,233 個 (20,023,300 株)	7.48%	2 位

（注） 1. 異動前の「議決権の数（所有株式数）」及び「総議決権数の数に対する割合」並びに「大株主順位」は、平成 28 年 6 月 30 日現在の株主名簿の情報に、平成 28 年 9 月 21 日に EVO FUND が、平成 28 年 9 月 23 日に RPH 社がそれぞれ提出した変更報告書の内容を反映し、算出しております。

2. 異動後の「議決権の数（所有株式数）」及び「総議決権数の数に対する割合」並びに「大株主順位」は、異動前の情報に、本新株式の発行数 68,000,000 株を加算することによって算出しております。

13. 親会社の異動

（1）異動が生じる経緯

本新株式の発行により、当社の親会社である RPH 社の議決権割合は 52.16%となり過半数を超える見込みとなりました。これに伴い、RPH 社の発行済株式の 100%を保有し、同社の完全親会社である Red Planet Hotels が当社の親会社に該当する見込みとなりました。

（2）Red Planet Hotels の概要

（平成 28 年 9 月 27 日現在）

(1) 名称	Red Planet Hotels Limited	
(2) 所在地	Centralworld Unit 1901 999/9 Rama I Road Pathumwan Bangkok, 10330 Thailand	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 ティモシー・ハンシング	
(4) 事業内容	ホテル事業及び投資事業	
(5) 資本金	USD 188,089,537	
(6) 設立年月日	2010 年 2 月 10 日	
(7) 連結純資産	USD 132,984,435（平成 28 年 3 月 31 日）	
(8) 連結総資産	USD 277,191,605（平成 28 年 3 月 31 日）	
(9) 大株主及び持株比率	Evolution Advisors Limited	11.2%
(10) 当社と当該会社の関係	資本関係	当社の親会社である RPH 社の発行済株式 100%を保有しております。
	人的関係	当社代表取締役社長ティモシー・ハンシング及び当社代表取締役会長サイモン・ゲロヴィッチが当該会社の取締役を、当社取締役マーク・ライネックが当該会社

		の取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(3) 異動の前後における Red Planet Hotels の所有議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	属性	所有議決権の数（所有株式数） 及び議決権所有割合		
		直接所有分	間接所有分	合計
異動前 (平成 28 年 9 月 27 日 現在)	—	一個 —%	715,720 個 35.87%	715,720 個 35.87%
異動後 (平成 28 年 10 月 13 日 予定)	親会社	一個 (—%)	1,395,720 個 52.17%	1,395,720 個 52.17%

- (注) 1. 所有議決権の数は、異動前は、平成 28 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数に、平成 28 年 9 月 23 日に RPH 社が提出した変更報告書の内容を反映して算出しております。また、異動後は、異動前の議決権の数に、新株式発行に伴い増加する議決権の数（680,000 個）を加算することによって算出してあります。
2. 議決権所有割合は、異動前は、本日現在の総議決権の個数 1,995,189 個を分母とし、異動後は、新株式発行に伴い増加する議決権の数 680,000 個を加えた 2,675,189 個を分母としております。
3. 議決権所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 当社の単元株式数は 100 株となっております。

(4) 異動予定年月日 平成 28 年 10 月 13 日（予定）

(5) 「開示対象となる非上場の親会社等」の変更の有無

RPH 社の議決権所有割合が 52.17%となり過半数を超えるため、RPH 社が新たに開示対象となります。なお、RPH 社は当社の直接の親会社であり、当社への影響力が強いことから、RPH 社を開示対象と判断した結果、Red Planet Hotels は、開示対象となりません

以上

(別紙1)

第三者割当による募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類及び数	普通株式 68,000,000 株
2. 払込価額	1 株当たり 金 25 円
3. 払込価額の総額	金 1,700,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 金 850,000,000 円 資本準備金 金 850,000,000 円
5. 申込期日	平成 28 年 10 月 13 日
6. 払込期日	平成 28 年 10 月 13 日
7. 募集の方法及び割当株式数	第三者割当の方法により、全ての株式を Red Planet Holdings Pte. Ltd.に割り当てる。
8. 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
9. その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2)

株式会社レッド・プラネット・ジャパン

第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社レッド・プラネット・ジャパン第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 100,296,000 円
3. 申込期日 平成 28 年 10 月 13 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 10 月 13 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。
- | | |
|-------------------------------|-------------|
| Red Planet Holdings Pte. Ltd. | 2,120,000 個 |
| EVO FUND | 400,000 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 252,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第 (2) 号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 2,520,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 39.8 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額

に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金25円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} \\ & & \text{行使価額} & \times & \text{普通株式数} \\ & & & + & \frac{\text{交付} \times \text{1株当たり}}{\text{1株当たりの時価}} \\ & & & & \frac{\text{普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第（2）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行

使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 28 年 10 月 13 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 31 年 10 月 12 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第 10 項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 39.8 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上